

役員等報酬規程

社会福祉法人 祥雲会

社会福祉法人祥雲会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人祥雲会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第12条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき旅費を支給する。

(当法人の職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が銀行休日にあたるときは、職員給与規程第9条第2項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後、3ヶ月以内に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項にさだめる報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 356,500円	
常務理事	月額 323,800円	
理事	月額 284,600円	

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×0.5

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席または法人業務のため出席	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席または法人業務のため出席	5,000円

(3) 監事

	日 額
監査、理事会への出席または法人業務のため出席	5,000円